

3 公共の福祉に関する一元的外在制約説

この説は、美濃部達吉¹によって代表される当初の通説であったが、一般に、「公共の福祉」の意味を「公益」とか「公共の安寧秩序」と言うような、抽象的な最高概念として捉えているので、法律による人権制限が容易に肯定されるおそれが少なくなく、ひいては、明治憲法における「法律の留保」のついた人権保障と同じことになってしまわないか、という問題があった。

⇒ 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第5版）』岩波書店，2011，p.99.

¹ 美濃部達吉『日本国憲法原論』有斐閣，1949，pp.166, 194.

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員 小西洋之
国立国会図書館作成資料

○ 中華人民共和国憲法における権利行使の制限に関する規定

第 51 条[自由及び権利の行使の制限]

中華人民共和国市民は、自由及び権利を行使するときには、国家、社会、集団の利益及びその他の市民の合法的自由及び権利を害してはならない。

第 35 条[言論・出版・集会・結社・行進・示威の自由]

中華人民共和国公民は、言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。

○ 朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法

第 63 条

朝鮮民主主義人民共和国において公民の権利と義務は、「ひとはみんなのために、みんなはひとりのために」という集団主義原則にもとづく。

第 67 条

公民は、言論、出版、集会、示威と結社の自由を有する。

国家は、民主主義的政党、社会団体の自由な活動条件を保障する。